

# ケアハウス長寿苑 利用料

平成20年4月1日現在

	対象収入による階層区分	生活費	管理費	事務費	合計 (円)
1	1,500,000 円 以下	44,810	20,800	10,000	75,610
2	1,500,001 ～ 1,600,000	”	”	13,000	78,610
3	1,600,001 ～ 1,700,000	”	”	16,000	81,610
4	1,700,001 ～ 1,800,000	”	”	19,000	84,610
5	1,800,001 ～ 1,900,000	”	”	22,000	87,610
6	1,900,001 ～ 2,000,000	”	”	25,000	90,610
7	2,000,001 ～ 2,100,000	”	”	30,000	95,610
8	2,100,001 ～ 2,200,000	”	”	35,000	100,610
9	2,200,001 ～ 2,300,000	”	”	40,000	105,610
10	2,300,001 ～ 2,400,000	”	”	45,000	110,610
11	2,400,001 ～ 2,500,000	”	”	50,000	115,610
12	2,500,001 ～ 2,600,000	”	”	57,000	122,610
13	2,600,001 ～ 2,700,000	”	”	64,000	129,610
14	2,700,001 円 以上	”	”	67,300	132,910

● 冬季加算 (11月～3月) 月額 2,070円

- その他の使用料 …
- ① 特別サービス費 (15,000円)
  - ② 居室内電気・水道使用料 各個別メーターにより検針
  - ③ 洗濯・乾燥機は1回100円
  - ④ 電話はNTTと個別契約で自己負担
  - ⑤ 介護サービス・医療費は別途

※対象収入とは、前年の年金等の収入から、税金、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した金額です。(必要諸経費の証明が必要となります。)

※ご夫婦での入居については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1がお一人の対象収入となります

注) 合算し2分の1の額が1,500,000円以下の場合は上記から3,000円減額した額を月額とします

※事務費・生活費については、厚生労働省の料金改定により、年度途中でも変更になることがあります。

※その他ご質問等ございましたら、お問い合わせ下さい。